

令和7年 第10回白石町農業委員会総会議事録（原本）

1 開催日時 令和7年10月6日（月） 午前9時00分～9時56分

2 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3 出席委員（33人）

No.	委員氏名	No.	委員氏名	No.	委員氏名
1	木下 善明	14	淵上 誠 欠席	27	古賀 茂昭 欠席
2	松尾 貴江	15	江口 和広	28	藤井 啓二 欠席
3	大曲 弥素男	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子
4	大串 勝	17	川崎 俊幸	30	橋口 均
5	川崎 勝巳 欠席	18	香月 幸雄	31	外尾 美津子
6	岩永 政幸	19	前田 則尋	32	吉原 春樹
7	土井 哲夫	20	松尾 利助	33	岩石 学
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸	22	久原 一義	35	生島 義明
10	橋本 重吉	23	久原 勤	36	片淵 秋正
11	中村 康則	24	前田 達雄	37	片淵 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二	26	池上 勝文		

4 欠席委員（ 4 人）

5番 川崎 勝巳 14番 淵上 誠 27番 古賀 茂昭 28番 藤井 啓二

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 農用地利用集積等促進計画（案）への意見について
- 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告

業務連絡事項

- 1 令和7年第11回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時：令和7年11月5日（水） 9時00分～
場所：白石町役場 3階大会議室
- 2 その他
・幹事会の報告について

- 6 農業委員会事務局職員
事務局長 石田善人
課長補佐兼農地農政係長 野中和男
農地農政係長 前山仁美
- 7 その他出席職員
株式会社〇〇 代表 〇〇
- 8 その他

9 会議の概要

事務局長 皆様おはようございます。

それではただ今から、令和7年10月第10回白石町農業委員会総会を開会いたします。片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

本日は、5番川崎 勝巳 委員、14番 渕上 誠 委員、27番 古賀 茂昭 委員、28番 藤井 啓二 委員から欠席の届けがっております。

ただ今の出席委員は37名中33名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、18番、香月幸雄委員、19番、前田則尋委員を指名いたします。これより議事に入ります。

＝議案番号第 175 号＝

議長 1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第175号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第175号、議案書は1ページです。

権利の種類は、所有権移転、贈与です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人が所有している農地を譲受人へあっせん事業で売却されるにあたり、あっせん事業で売買できない申請地を、譲受人に贈与したいとのことで申請をなされたものです。

議案の位置図は、1ページから2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として9月24日に事務局と現地確認を行いました。
譲渡人が隣接している農地を譲受人へ売却されるにあたり、農業振興地域でない申請地を、譲受人に贈与したいとのことで申請をなされたものです。

譲受人は米、麦、たまねぎなど約4.3ha作付けされていて、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。
以上、ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。
(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第175号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第175号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 176 号＝

議長 続きまして、議案番号第176号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第176号、
権利の種類は、所有権移転 売買です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、特別売却による落札で、総額〇〇円、10a当たりの対価は〇〇円です。
特別売却とは、不動産競売で期間入札を数回実施したにもかかわらず買い手がつかなかった物件を、先着順で売却する制度です。
議案の位置図は、3ページから4ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として9月26日に事務局と現地確認を行いました。
特別売却で落札された農地の所有権移転の申請です。
譲受人は、水稻、玉葱、れんこんなど約314aの規模で営農されています。
譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。
ご審議をお願いします

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第176号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第176号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 177 号＝

議長 続きまして、2「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
議案番号第177号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第177号、議案書2ページ。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、第1種農地です。
農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としましては、既存施設の拡張でございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、5ページから7ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員

○番の○○です。

地元農業委員として9月26日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、家庭菜園及び宅地進入路の申請となっています。

周辺の農地にも影響はないと考えられ、区長、生産組合長、隣接地の耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので採決に入ります。議案番号第177号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第177号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 178 号＝

議長

続きまして、議案番号第178号について、事務局に説明を求めます。

事務局長

議案番号第178号、

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、①は農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設及び既存施設の拡張、②は既存施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8ページから10ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として9月26日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、隣接農地の耕作者への貸農業用機械置場、宅地進入路、駐車場及び浄化槽の申請となっています。

隣接地は申請者が所有する宅地及び農地であり、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第178号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第178号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 179 号＝

議長 続きまして、議案番号第179号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第179号、議案書3ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11ページから13ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員が欠席でございますので、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 地元農業委員として9月25日に事務局と現地確認を行いました。
今回の転用は、倉庫を目的とする申請となっております。
区長、生産組合長、隣接地の耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第179号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第179号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 180 号 ＝

議長 続きまして、3「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
議案番号第180号。本件につきましては、30aを超える農地転用で、常設審議委員会の付議事項となります。大規模な転用案件については、申請者に説明を求めることとしており、本日、お越しいただいておりますので、○○様の入室をお願いします。

(申請者入室)

議長 議案番号第180号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 180 号、

権利の種類は、所有権移転売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、①は農用地区域内農地、②は第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、①は市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地、②は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、①は用途区分の変更、②は農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、14 ページから 16 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員が欠席ですので、事務局の方からお願いします。

事務局 地元農業委員として 9 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は、○○販売会社を経営しており、申請地は会社事務所に近いことから、ラップロールや農業用資材の置場、荷捌き場を整備する申請をなされたものです。

隣接農地は譲渡人が所有する農地であり、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。続いて○○様から補足説明等あればお願いします。

申請者 おはようございます。○○前に会社を築いて、約 50 年になります。

○○と申します。

当社の経営理念は、地域農産物発展への貢献ということで、日々業務にあたらせてもらっています。今日は、よろしく申し上げます。

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番、○○です。地図を見させてもらった時に、牛糞の堆肥置場が気になって、周りに家があまりないと書いてありますけれども、近所の宅地の人の許可や理解は、得られているのでしょうか。

申請者 堆肥置場につきましては、フレコンに入れた半熟堆肥を扱っているんですけども、年間約 300 本程の販売をさせていただいております。

もちろん、堆肥と言いましても、量が量なので、臭い等については十分配慮をしますし、もちろん苦情があった場合は、速やかに対応をさせていただくと。無理に置くことはないようにしたいと思っています。

ラップもボラ土も堆肥もそうなんですが、高さ的には大体 2 段ぐらいを想定しています。あんまり高くすると、崩れたりとか、地盤にも影響があつては困るので、その辺は十分に配慮していきたいと思っています。

今のところ、地域の方の許可とかを取り付けているのかと言われれば取り付けていないのですが、そういったことがあった場合は、速やかに対処をさせていただきたいと思っています。

議長 他にないですか。無いようですので採決に入ります。〇〇様の退室をお願いします。

(申請者退室)

議案番号第 180 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 180 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 181 号＝

議長 続きまして、4「農用地利用集積等促進計画（案）への意見について」を議題とします。議案番号第 181 号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 181 号の「農用地利用集積等促進計画（案）への意見について」ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は 5 件となっております。

つづきまして、「利用権設定」でございます。

2 ページから 5 ページをご覧ください。今回は 55 件 計画されており、賃借権設定が 47 件となっております。

区分の内訳として新規が 45 件あり、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものは 11 件です。再設定は 10 件となっております。

未相続農地は 9 件です。

今回の利用権の総面積は 236,488 (23万6,488) m²です。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たしており60件とも意見はないものと判断いたします。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
まず所有権移転分を審議します。
進行の都合上、議事参与の制限関係分を先に審議します。○番〇〇委員の退室をお願いいたします。

(委員 退室)

議長 それでは、所有権設定のうち、1ページの整理番号1番について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第181号、所有権移転うち、1ページの整理番号1番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。〇〇委員の入室を許可します。

(委員 入室)

議長 引き続き、残りの所有権設定について審議します。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第181号、所有権移転、1ページの整理番号1番以外について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第181号、所有権移転については、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。
進行の都合上、議事参与の制限関係分を先に審議します。○番〇〇委員の退室をお願いします。

(委員 退室)

議長 それでは、利用権設定のうち、2ページの整理番号1番について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第181号、利用権設定のうち、2ページの整理番号1番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。〇〇委員の入室を許可します。

(委員 入室)

議長 引き続き、残りの利用権設定について審議します。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第181号、利用権設定のうち、2ページの整理番号1番以外の分について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。

＝ 議案番号第 182 号 ～ 議案番号第 186 号 ＝

議長 続きます、5「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 182 号から 186 号の農地の売渡し希望について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 182 号。議案書 4 ページです。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、佐賀市の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、17 ページから 18 ページをご覧ください。

続きます、議案番号第 183 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、南区の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、19 ページから 20 ページをご覧ください。

続きます、議案番号第 184 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、神埼市の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、21 ページから 23 ページをご覧ください。

続きます、議案番号第 185 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、北区の〇〇氏です。

申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。

議案の位置図は、24 ページから 25 ページをご覧ください。

続きます、議案番号第 186 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、佐賀市の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、26 ページから 27 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 182 号から 186 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)の規定より、農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名することになっています。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。

もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ2名、あっせん委員の指名をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 議案番号第182号から186号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員2名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第182号。
委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第183号。
委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第184号。
委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第185号。
委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第186号。
委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。
議案番号第182号、○番〇〇委員、○番〇〇委員

議案番号第183号、○番〇〇委員、○番〇〇委員

議案番号第184号、○番〇〇委員、○番〇〇委員

議案番号第185号、○番〇〇委員、○番〇〇委員

議案番号第186号、○番〇〇委員、○番〇〇委員
であっせん委員をよろしく申し上げます。

議長 次に、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者については、議案書記載のとおりです。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告が終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

1 令和7年 第11回白石町農業委員会総会の日時及び場所

日時 : 令和7年11月5日(水)9時00分

場所 : 白石町役場 3階大会議室

2 その他

・幹事会の報告について

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 9時56分
